

本号で公布された条例のあらまし

さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（都  
市整備政策課）

一 趣旨

さいたまスーパーアリーナの利用に係る料金の額の範囲を変更等するための改  
正

二 内容

（一） 利用料金の上限額の改定等

（例） メインアリーナ・平日・基本料金・一般利用

現行 七、五二四、〇〇〇円以下

改正後 八、七一二、〇〇〇円以下

三 施行期日

令和九年四月一日